第5章 第一次実施計画を進めるにあたっての具体的な取り組み

1 統合を円滑に進めるための取り組み

統合を円滑に進めるため、統合まで2年間の準備期間を設けます。この間、統合新校の開校の準備については、保護者や地域の方々などの協力を得て、以下の取り組みを進めていきます。 合わせて、児童がより良い学校生活を過ごせるように、最大限の努力をしていきます。

(1) (仮称)統合準備会の設置

平成 20 年度、統合の組み合わせごとに、校長、学校評議員、保護者の代表、町会・自治会代表、青少年委員などで構成する(仮称)統合準備会を設置します。(仮称)統合準備会では、統合新校の校名・校歌・校章、交流活動、通学路の安全確保、学校指定用品、歴史の保存、校舎の改修などについて協議を行います。統合新校の校名については、基本方針に基づき、原則として新しい名称とします。また、統合対象校それぞれの特色を統合新校へ引き継ぐため、(仮称)統合準備会や教職員間で十分話し合いを行い、統合新校の教育方針などを決めていきます。

統合準備の進捗状況や(仮称)統合準備会の協議内容については、(仮称)統合準備会だよりや教育委員会ホームページなどにより、適宜、保護者や地域の方々へ情報提供をしていきます。

(2) 交流活動の実施

統合に伴う児童の不安や動揺をできる限り軽減するため、平成20年4月以降、統合対象校合同で交流活動(例:運動会、移動教室、遠足、社会科見学、学芸会、展覧会、セーフティー教室、給食など)を実施し、児童の交流を深めます。また、心のふれあい相談員による相談時間を拡充し、統合新校での学習や学校生活が楽しく安定したものになるように努めます。さらに、学校公開日の相互参観や合同校内研修会の実施などにより、保護者や教職員の交流も進め、統合新校の教育活動が充実するように努めます。

(3) 教職員配置と学級編制

統合に伴う児童の不安を軽減するとともに、統合対象校それぞれの特色を統合新校へ引き継ぐため、統合新校の教職員配置に配慮が必要です。そのため、統合新校には統合対象校それぞれの校長や教職員を適切に配置します。

統合までの2年間、統合新校の位置とならない小学校の新1年生が少なくなったとしても、 学級は編制します。その場合には、児童の教育に支障が生じないように創意工夫していきま す。また、統合新校の学級の編制にあたっては、統合対象校の児童数の割合を考慮した構成 とするなど、人との関わりについて配慮します。

(4) 特別支援学級の移設

特別支援学級(光が丘第三小学校の知的障害学級)の移設にあたっては、できるだけ児童への負担がないように、指導方法の継続、施設の整備、教員や指導補佐員の配置などについて十分な配慮を行います。また、移設先の光が丘第四小学校には、現在、特別支援学級が設置されていないため、光が丘第四小学校の児童や保護者に、特別支援学級に対する理解を深めていただく必要があります。そこで、光が丘第三小学校の特別支援学級の児童への負担に配慮しながら、学校行事や授業参観などについて、両校の児童の交流活動を実施します。また、光が丘第四小学校の保護者や教職員を対象に、特別支援教育に関する講演会などを実施します。

(5) 通学路の安全確保

統合新校の通学路の安全確保については、(仮称)統合準備会の中で協議していきます。 また、各学校での安全指導を徹底するとともに、通学路の安全点検を実施し、必要に応じて 警察署や道路管理者などへ働きかけを行います。

(6) 就学指定校の変更

児童は、通学区域内の学校(就学指定校)に通うことを原則としており、統合までの間、 統合対象校に入学予定の新1年生についても同様です。ただし、統合新校の位置となる小学 校への入学を希望する場合は、就学指定校の変更を認める配慮をしていきます。

在校生については、既に学校の中で人間関係が築かれていることから、統合前に、統合新校の位置となる小学校へ個々に移ることは好ましくありません。統合までの2年間、統合対象校間で十分な交流活動を実施した後、現在の学校の児童と一緒に統合新校に通うことが望ましいため、在校生による統合を理由とした就学指定校の変更は認めないこととします。

(7) 学校指定用品への配慮

(仮称)統合準備会において学校指定用品の買い替えについて協議を行い、その中で買い替えの必要があると判断した品目(例:校帽)については、その費用を区が負担します。また、今後、保護者が購入する学校指定用品(絵の具セット、鍵盤ハーモニカなど)については、平成 20 年度から統合対象校同士が同一の規格になるように配慮します。

2 教育内容の充実と教育環境の整備

統合を契機として、より一層、学校教育の充実を図るとともに、新たな気持ちで学校生活の スタートが切れるように教育環境を整備します。

(1) 指導の充実

現在、各小・中学校においては、少人数指導やティームティーチングなどを行うための教 員や学力向上支援講師を配置し、児童生徒一人一人の個性や学習状況に応じたきめ細かな指 導を行っています。

統合新校においては、東京都の「新しい学校づくり重点支援事業」を活用し、原則として 1 校あたり、平成 22 年度(統合時)に2名、23 年度と 24 年度に1名、正規の教員を増 員配置します。また、練馬区としても、統合から3年間、学力向上支援講師(非常勤)の増 員配置を行い、指導の充実に努めます。

また、統合までの2年間、統合新校の位置とならない小学校の新1年生が減少する可能性 は否定できませんが、仮にそうなった場合でも教育の質を低下させてはなりません。そのた め、異学年との合同授業や縦割り活動、統合対象校との交流活動などの充実に努め、統合ま での間、学校教育に支障がないように創意工夫していきます。

(2) 小中連携による教育活動の推進

教育委員会では、小学校から中学校への段差を低くし、小学生がより意欲をもって中学校 に進学できるように、出前授業や部活動体験など、様々な小中連携の取り組みを進めていま す。統合新校においては、小学校と中学校が近接している光が丘地区の特性を生かして、小 中連携教育の一層の充実に努めます。

また、現在、練馬区新長期計画に基づき、小中一貫教育校の設置に向けた検討を行っています。なお、小中一貫教育校は、9年間を見通したカリキュラムに基づき、計画的・継続的に学習指導や生活指導を行う学校です。

(3) 給食調理方式の改善

統合新校の給食の調理方式については、従来から進めてきた自校調理化計画に基づき、統合までに、親子調理方式を含めた自校調理方式に改善します。現在、親子調理校については、「親」の学校に配置した栄養士がアレルギー対応を含めた「子」の学校の業務を行っていますが、今後、食育に関する指導などを充実するため、新たに「子」の学校に非常勤栄養士を配置し、よりきめ細かい対応を図ります。

(4) 校舎の整備

統合新校となる4つの小学校の校舎については、いずれも建設後20年から30年が経過しています。そこで、統合を契機に、通常30年目に行う大規模改修工事を行います。工事の内容としては、内装改修や屋上防水、外壁改修などを予定していますが、(仮称)統合準備会や保護者・児童の意見・要望をお聞きしながら進めていきます。また、改修工事を進めるにあたっては、教育環境に支障のないよう配慮します。

3 跡施設の活用

跡施設(統合により学校として使用されなくなった敷地や建物)の活用については、区全体の重要な課題です。光が丘地区の小学校は、建設から30年前後が経過した建物であり、適切な改修等を行うことによって長期にわたり活用が可能です。また、避難拠点や校庭開放など、学校教育以外の目的にも使われています。さらに、光が丘地区には都市計画法や建築基準法にかかる特有の規制があります。

区では、跡施設の活用にあたり、上記の点に留意するとともに、今後、学識経験者や区民を 交えた検討会議の設置や区民意見反映制度などを通じて、区民の意見をお聞きした上で、具体 的な活用策を定めていきます。